

知財法務の勘所Q & A（第26回）

OSSライセンスの基礎知識



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 岩井 久美子

Q1 オープンソースソフトウェア（OSS）について教えてください。

A1 1. はじめに
オープンソースソフトウェア（OSS）は、ほぼすべてのソフトウェアが何らかの形でプロプライエタリ（権利化）されていた1980年代に提唱されたFree Software運動に起源します。今日では、Android等に利用されるLinux、Webサーバに利用されるApache等を筆頭に、スマートフォン、テレビ、ハードディスク等の組込式製品や製造設備の制御部分にも広く利用されています。

OSSには著作権が留保（Copy Left）されており、著作権が放棄されたり権利期間が満了したPublic Domain Software（PDS）と異なり、無条件に利用が許諾されているわけではありません。このOSSの利用条件が記載されているのがOSSライセンスです。

OSSライセンスは一般に、配布（著作権法上の頒布とは異なります。（後述））の自由、改変の自由をユーザーに認めることで、OSSの利用と発展を促進しようとしています。また、各配布時にライセンス条件を表記することを義務付けることで、再配布後も同等な条件で流通することを確保しています。

上記の特徴により、OSSは爆発的に普及し、開発コスト・技術レベルの競争力、バグ修正等のメンテナンスの工数・コストの面からいっても、OSSを利用せずにシステムやソフトウェアを構築することは、ますます現実的ではなくなりつつあります。

一方、各OSSライセンスの特徴、特に配布する場合の義務について十全なコンプライアンス体制が構築された企業は多くなく、その結果、販売製品（ソフトウェア・組込式製品）がOSSライセンス違反の状態にある例も見受けられます。

2. OSS関連訴訟

欧米では2000年代初頭から多くのOSS関連訴訟が提起されています。2003年、Linuxのユーザ企業1500社以上に対し警告状が送付され、ライセンスフィーを求めて一部に訴訟提起された事案¹は、OSS関連訴訟の影響力・規模の大きさを印象付けました。